



【概要版】

稲城市緑の基本計画

水と緑の継承と調和



©K.Okawara・Jet Inoue

令和5年3月
稲城市

計画の概要

「緑の基本計画」は、都市緑地法第 4 条に基づく「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことをいいます。この計画は、市町村が中長期的な視点から緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を計画的に実施するために定めるもので、稲城市の緑に関する総合的な計画として緑豊かなまちづくりを進めていくための指針となるものです。

計画改定の趣旨

稲城市では、平成 24 年（2012 年）に策定した緑の基本計画で、「水と緑に親しみふれあう生活都市 稲城」を目標像として、緑地の保全と活用、公園などの整備、水と緑のまちづくりについて、様々な施策を展開してきました。計画策定時点から 10 年余りが経過し、計画期間が満了したことから、これからの 10 年間のために、緑の基本計画の改定を行うものです。

この 10 年の間に、上平尾地区や小田良地区、南山東部地区での土地区画整理事業や JR 南武線連続立体交差事業などが進展し、まちの様子が大きく変わってきました。社会的には、生物多様性の保全が重視されるとともに、気候変動問題の解決に向けカーボンニュートラルの実現が掲げられるなど、環境の保全及び創造、再生可能エネルギーなどに係る施策を総合的かつ計画的に推進することが求められています。さらに、平成 23 年（2011 年）3 月 11 日に発生した東日本大震災の経験から、身近な防災機能の向上を図るために、市民の避難場所などにも活用できる、公園・緑地が必要とされています。

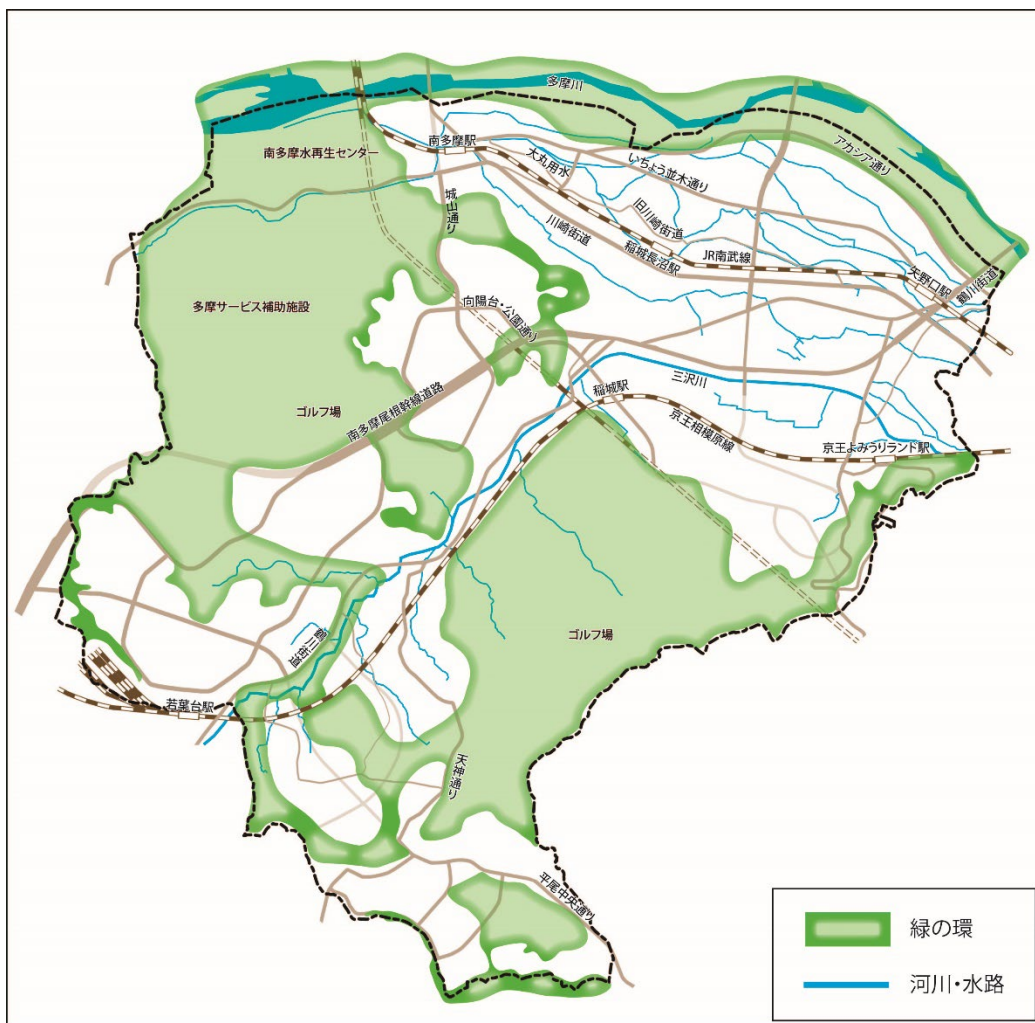


図 水と緑の構造

緑の環

稲城市の緑は、多摩川と丘陵地の緑からなる「緑の環」を骨格とし、三沢川と大丸用水の豊かな水とで構成されています。

さらに、多摩川、多摩川を水源とした大丸用水とその支流である多くの用水系が東に流れており、市街地にうるおいをもたらしています。

みどり率の状況

令和3年度（2021年度）みどり率 54.6%

令和4年度（2022年度）策定のこの計画より、稲城市のみどり率についても調べることにしました。みどり率とは、緑被率に“公園内の緑で覆われていない面積の割合”と“河川等の水面が占める割合”を加えることでもとめられる値のことで、東京都の「都市づくりのランドデザイン」における緑化指数とされています。

稲城市全体のみどり面積は982.2haあり、みどり率は54.6%でした。緑被率の調査結果と比べると、公園緑地と水面の割合が加わったことにより、緑の面積が40.1ha増え、緑の構成比は+2.2%となりました。

なお、造成中の公園があることから、みどり率については今後増加する可能性があります。

表 市全域におけるみどり率の算出結果

区分			面積 (ha)	構成比
みどり率	公園緑地	緑被地	77.9	4.5%
		水面	0.5	0.0%
		その他	26.3	1.6%
		小計	104.6	6.1%
	公園緑地 範囲外	樹木・樹林	442.1	24.6%
		竹林	20.8	1.2%
		樹木・樹林（人工面）	0.2	0.0%
		小計	463.1	25.8%
		草地	304.2	16.9%
		草地（人工面）	0.4	0.0%
		小計	304.6	16.9%
		畑	41.1	2.3%
		果樹園・苗畑	50.3	2.8%
		田	5.1	0.3%
		小計	96.5	5.4%
		水面	13.3	0.7%
		小計	13.3	0.7%
	計		982.2	54.6%
非みどり率		その他	814.1	45.4%
合計			1798.3	100.0%

（端数処理の関係から合計が一致しないことがあります。）

緑地の 状況

市民一人当たりの緑地面積 66.4 m²

緑地には、

1. 都市公園法による都市公園やその他の公園など、都市施設とする緑地
2. 生産緑地地区、稲城市自然環境保全地域などの制度上安定した緑地
3. 社寺境内地、ゴルフ場など、社会通念上安定した緑地

の3種類があります。

稲城市では、市域の概ね3割が一定の安定性を有する緑地として確保されており、市民一人当たり 66.4 m²になります。国が目標とする住民一人当たりの緑地の確保目標は 20 m²であることから見ても、稲城市はとても緑地に恵まれていることがわかります

表 緑地の現況量

区 分	面積 (ha)	市域に占める割合	一人あたり面積 (m ² /人)
1. 公園緑地など都市施設とする緑地	103.4	5.8%	11.1
都市公園	102.0	5.7%	
その他の公園	2.6	0.1%	
多摩川河川敷市外公園面積※	△ 1.2		
2. 制度上安定した緑地	170.7	9.5%	18.3
生産緑地地区	98.8	5.5%	
河川水路	60.1	3.3%	
稲城市自然環境保全地域	14.2	0.8%	
特別緑地保全地区	6.2	0.3%	
多摩川河川敷と公園などの重複	△ 8.6		
3. 社会通念上安定した緑地	344.1	19.1%	37.0
社寺境内地	6.4	0.4%	
ゴルフ場	169.2	9.4%	
多摩サービス補助施設	148.4	8.3%	
駒沢学園周辺緑地	20.9	1.2%	
自然環境保全地域と社寺境内地の重複	△ 0.8		
合 計	618.1	34.4%	66.4

(端数処理の関係から合計が一致しないことがあります。)

一人あたり面積は、令和4年(2022年)4月1日現在の住民基本台帳人口93,033人を用いて算出しました。

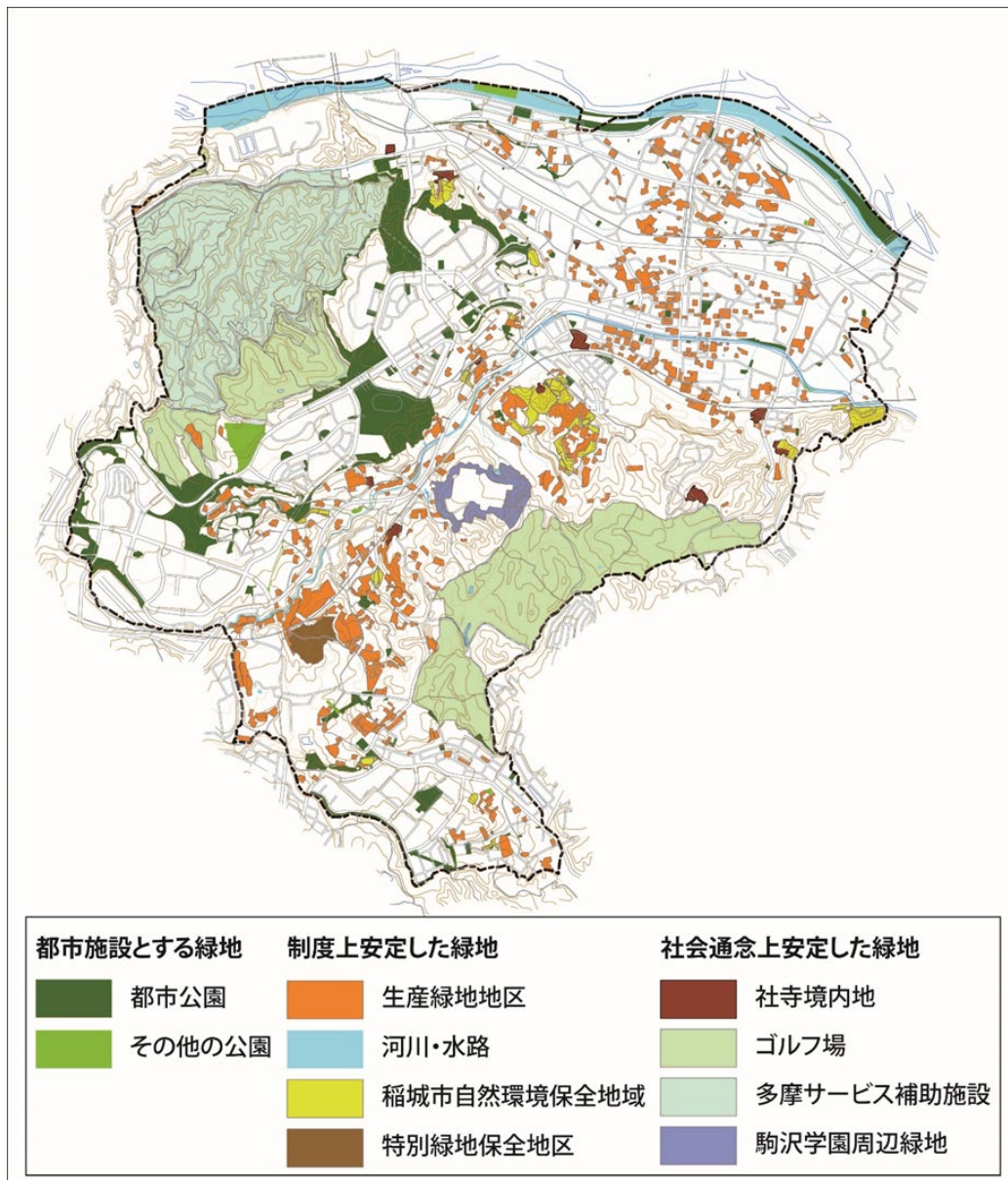


図 緑地現況図

水と緑の まちづくりの 課題

水と緑の現況、市民アンケート調査の結果及び稲城市自然環境保全審議会からの提言などをもとに、計画策定にあたっての課題を整理しました。

稲城市の個性を活かしながら水と緑のまちづくりを進め、すこやかな市民生活を実現するために、これからの 10 年間に対応が求められる課題について、次のように整理しました。

「地域の個性を踏まえた水と緑のまちづくり」

「緑の環を守り、つなぎ、育てる」

「水と緑の豊かな資源の保全と活用」

「身近な公園の適切な配置と質の向上」

「目に見える緑の創出」

「今ある緑を将来へと伝える」

「市民活動の支援」

計画理念

水と緑に恵まれた稲城の環境を将来へと継承していくこと、さらに、新しい水と緑の空間の質を高め、市民共有の財産としてより親しみやすくなることを目指し、緑の基本計画の理念を次のように設定しました。

将来へと継承する水と緑には、多摩川、三沢川、大丸用水などの水と、多摩丘陵の斜面緑地、梨園・ぶどう園の農地などだけではなく、日常的な市民生活を豊かにしている街路樹や庭先の緑など、市街地内の緑も含みます。

緑の基本計画の計画理念

「水と緑の継承と調和」

基本方針と目標

計画理念を踏まえて、市民、事業者、行政がともに同じ気持ちで水と緑のまちづくりを進めていく必要があります。このための方向性が「基本方針」です。

基本方針は、緑地の保全、公園や緑地の整備、緑化の推進、市民・事業者・行政の協働を視点とした4項目あり、それぞれに目標を設定しました。

緑地の保全

緑の環の継承

《目標》

緑の環をより確かなものにする

公園や緑地の整備

水と緑の空間を創造する

《目標》

身近に憩える空間があるようにする

緑化の推進

目に見える緑を増やす

《目標》

緑を身近に感じる暮らしを実現する

市民・事業者・行政の協働

水と緑を支える仕組みを充実させる

《目標》

稲城の緑を市民が支える

《10年後の目標》

今回の緑の基本計画は令和13年度（2031年度）までの10年間を対象としています。緑の現況、稲城市の都市構造や人口動向、将来的なまちづくりの方向などを踏まえて、緑の量や公園などの整備状況について10年後の目標を設定しました。なお、ここでは緑の量を示す値として、東京都の「都市づくりのグランドデザイン」が扱う緑化指標に合わせ、「みどり率」を使用することとします。

10年後の目標

みどり率

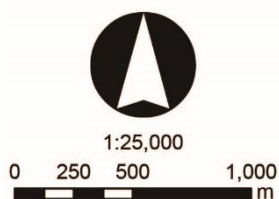
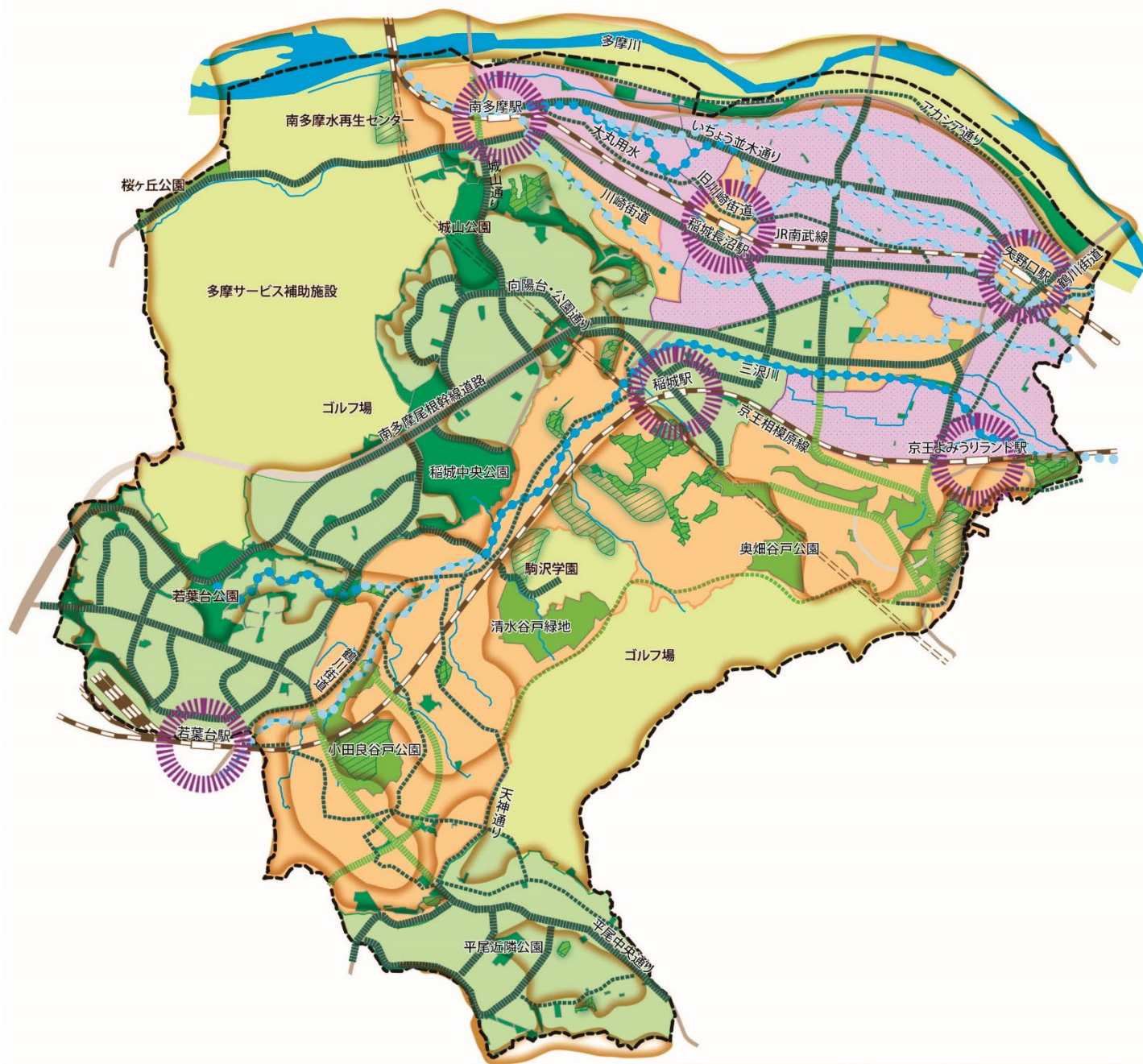
現在の54.6%と同水準を維持する

公園面積

市民一人当たり 約12.2㎡

水と緑の 将来構造

多摩川や多摩丘陵の樹林地など緑の環を形成する骨格的な空間にある「緑地の保全」、三沢川、大丸用水、街路樹などの「水と緑のネットワーク」、市民の憩いの場となる「公園・緑地の整備」、それぞれの地域の特性を踏まえた「都市緑化の推進」の方向性などについて設定し、その考え方とともに、水と緑の将来構造図を示しました。



	緑の環	公園・緑地の整備	
水と緑のネットワーク			公園・緑地
	道路の緑のネットワーク		身近な公園を整備するエリア
	散策路のネットワーク	都市緑化の推進	
	水のネットワーク		目に見える緑を増やしていくエリア
緑地の保全			地区計画などにより水と緑のまちづくりを誘導するエリア
	保全緑地		緑の質を高めていくエリア
	安定した緑地		駅前の修景緑化を図るエリア

上段 現況
下段 計画

図 水と緑の将来構造図

水と緑の まちづくりの 施策

計画理念の「水と緑の継承と創造」を念頭に、基本方針と目標の実現に向けて、次のような体系で水と緑のまちづくりに取り組んでいきます。

計画理念

基本方針と目標

施策の方針

水と緑の継承と調和

基本方針1：緑地の保全
「緑の環の継承」

目標：緑の環をより確かなものにする

樹林地の保全と活用

多摩川河川敷の環境保全と活用

基本方針2：公園や緑地の整備
「水と緑の空間を創造する」

目標：身近に憩える空間があるようにする

水辺空間の保全・再生と活用

水と緑を活かした公園整備

市街地整備と緑の確保との調和

基本方針3：緑化の推進
「目に見える緑を増やす」

目標：緑を身近に感じる暮らしを実現する

公共施設の緑化

道路の緑の創出と育成

駅周辺の緑化

農地の活用と修景

民有地・民間施設の緑化と修景

基本方針4：事業者・行政の協働
「水と緑を支える仕組みを
充実させる」

目標：稲城の緑を市民が支える

市民による水と緑のまちづくりの促進

水と緑を大切にする意識の向上と普及啓発

水と緑の調査・研究

主要な施策

重点施策

- ・自然環境保全地域の指定・拡充
- ・特別緑地保全地区制度・管理協定制度・市民緑地制度の適用検討
- ・緑化推進基金等制度の活用を検討
- ・樹林地管理ボランティアの人材育成・体制づくり・活動支援
- ・水循環の保全

- ・多摩川の保全と活用
- ・環境保全活動の支援
- ・自然観察活動の支援
- ・多摩川的环境整備

- ・三沢川の緑化推進
- ・生態系や親水性に配慮した水辺空間の整備
- ・水と緑の歩行者空間ネットワークの策定

- ・楽しく魅力ある公園の整備
- ・身近な公園の再整備
- ・公園施設長寿命化の検討
- ・特色ある公園づくり
- ・公園協議会の設置
- ・緑のリサイクルの推進

- ・土地区画整理事業による公園・緑地の整備
- ・地区計画の緑化率や接道緑化の設定・緑化地域制度等の活用
- ・多摩サービス補助施設の返還・共同利用の要請
- ・生物多様性に配慮した整備

- ・公共施設の緑化
- ・公共施設の緑化協議の仕組み検討

- ・四季折々に楽しめる街路樹の整備
- ・自然樹形を感じさせる維持管理の検討

- ・駅・駅前広場の緑化

- ・農業公園の検討
- ・農地の保全と活用
- ・農の風景育成地区の検討

- ・市街地の緑の創出
- ・生垣造成補助金制度の充実継続
- ・民間開発事業における緑化指導
- ・保存樹木や自然環境保全地域の指定

- ・自然環境保全審議会の運営
- ・市民ボランティアの人材育成・体制づくり・活動支援
- ・ワークショップの活用

- ・各種普及啓発活動の実施
- ・水と緑の情報収集・提供
- ・企業や大学等との連携
- ・周辺自治体との連携

- ・緑の育成管理手法の検討

重点施策 1 :

「緑の環」保全活用プロジェクト

- ・自然環境保全地域の指定・拡充
- ・緑化推進基金等制度の活用を検討
- ・樹林地管理ボランティアの人材育成・体制づくり・活動支援

重点施策 2 :

身近な緑の拠点づくりプロジェクト

- ・生態系や親水性に配慮した水辺空間の整備
- ・公園施設長寿命化の検討
- ・公園協議会の設置

重点施策 3 :

市街地の緑創造プロジェクト

- ・公共施設の緑化
- ・土地区画整理事業による公園・緑地の整備
- ・水と緑の歩行者空間ネットワークの策定

重点施策 4 :

市民活動の支援と育成プロジェクト

- ・市民ボランティアの人材育成・体制づくり・活動支援
- ・周辺自治体との連携
- ・各種普及啓発活動の実施
- ・水と緑の情報収集・提供

重点施策

これからの10年間に、市民、事業者、行政が一体となって重点的に取り組む、緑の基本計画の核となる事業を「重点施策」としてまとめており、4プロジェクト13施策を設定しています。これらは、優先して取り組む必要があるものや、重点的に取り組むことで早期に効果が発揮することが期待できる施策について設定しており、目標の実現に向けて先導的な役割を果たすものです。

1. 「緑の環」の保全活用プロジェクト

《施策》

- 自然環境保全地域の指定・拡充
- 緑化推進基金等制度の活用検討
- 樹林地管理ボランティアの人材育成・体制づくり・活動支援

3. 市街地の緑創造プロジェクト

《施策》

- 土地区画整理事業による公園・緑地の整備
- 公共施設の緑化
- 水と緑の歩行者空間ネットワークの策定

2. 身近な緑の拠点づくりプロジェクト

《施策》

- 生態系や親水性に配慮した水辺空間の整備
- 公園施設長寿命化の検討
- 公園協議会の設置

4. 市民活動の支援と育成プロジェクト

《施策》

- 市民ボランティアの人材育成・体制づくり・活動支援
- 各種普及啓発活動の実施
- 水と緑の情報収集・提供
- 周辺自治体との連携

計画の推進

緑の基本計画を具体的に進めていくには市民、ボランティアやNPOなどの団体、事業者、行政がそれぞれの役割を認識し、主体的な活動への参加と連携が重要です。このため、市民・事業者や関係する活動団体と、行政としての稲城市は、同じテーブルについて協議を行い、お互いに啓発・支援、参加・協力し合う体制の構築に取り組んでいきます。

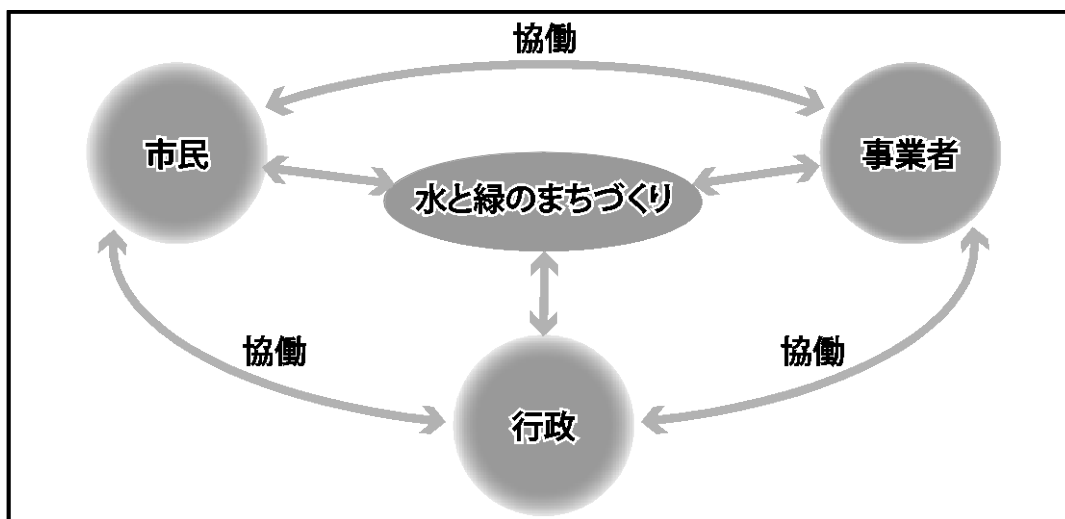


図 市民・事業者・行政の協働

お問い合わせ



稲城市都市環境整備部緑と環境課
〒206-8601 東京都稲城市東長沼2111番地
TEL (042) 378-2111 (代)
令和4年(2022年)4月発行

